

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月14日(水) 午前9時51分から午前10時7分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 19人

会長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 6番 平松 頼雄 委員

7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員

11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員

16番 藤田 壽則 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員

20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 5人

3番 田邊 洋樹 委員 5番 三宅 健二 委員 12番 中西 公仁 委員

13番 難波 朋裕 委員 17番 山地 康弘 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

2番 野口 國治 委員 4番 矢野 秀典 委員 21番 白神 正則 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事	塩津 賢一	事務局主幹	林 孝子	事務局主幹	成田 裕次
事務局主任	小山 八穂子	事務局主任	宮本 幸典	事務局主任	大橋 浩直
事務局副主任	田中 和子				

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 塩津副参事</p>	<p>(開会 午前9時51分)</p> <p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から6月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和5年6月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は19名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号6番平松頼雄委員と議席番号7番安田茂委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 おそれいります、白神委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (白神委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から6頁にかけて20件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が19件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から20番について調査票をもとに説明】 ご覧いただいておりますとおり、今回は特に問題となるような案件はありませんでした。</p>

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の20件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号の、1番から20番までを、許可、と決定いたします。

事務局、白神委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた白神委員に報告いたします。

議案第1号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

成田です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 成田です。説明をさせていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、8頁から9頁にかけて9件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました9件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた9件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の9件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から9番については許可、と決定します。 続きまして、10頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、野口委員、矢野委員、に關係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （野口委員、矢野委員、退席） それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 林でございます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から25頁にかけて77件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。 まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が18件、使用貸借が59件でございます。 また、利用期間につきましては更新が32件、新規が45件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが31件、農地所有適格法人によるものが1件、一般法人が3件、農協が1件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 次に、25頁の所有権移転についてご説明いたします。 本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農</p>

地売買等事業による所有権移転でございます。

この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。

土地の所在は浅原1218地内の農地で、所有者である総社市の■■■■氏から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買入れるもので、引渡時期は令和5年6月26日を予定しております。

本件は、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借及び所有権移転の計78件すべて承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

（入室）

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局

【報告第1号から第5号について報告・説明】

大橋です。報告いたします。

26頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分」の報告についてでございますが、26頁から29頁にかけて15件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

	<p>次に30頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、30頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に31頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から37頁にかけて35件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から3号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に38頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが、38頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>本件は農地の転用目的での競売において参加資格を求める案件でございます。</p> <p>買受適格証明書の手続きにつきましては、市街化区域内の転用届出の手続きに準じて行い、事務局長専決で事務処理を完了し買受適格証明書を交付しております。</p> <p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが39頁に3件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p> <p>事務局長から報告がありました。ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p> <p>【質問なしの声】</p> <p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>（次回総会の日程案内など連絡）</p> <p>以上です。</p>
議 長	
各委員	
議 長	
塩津副参事	

議長

ありがとうございました。
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は7月12日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時7分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年6月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員